

### 平成27年度 保険料額は…

月額  
**1万5,590円**

付加(年金)保険料  
月額**400円**

#### 付加年金とは

第1号被保険者と65歳未満の任意加入被保険者(国民年金基金に加入している人を除く)は、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、毎年、老齢基礎年金に付加保険料を納めた月数×200円が上乗せされます。



もらえる3年  
金額を増や  
したい人は、  
ぜひご利用を

こんなとき	必要なもの	手続き先
20歳になった	本人確認ができるもの、認め印、学生の場合は学生証(コピー可)や在学証明書	
会社などを辞めた	年金手帳など本人確認ができるもの、認め印、離職票など退職日の分かるもの	●国保・年金課(市役所別館3階)、福祉総合窓口(同1階)、市民課(市役所本館1階)、支所、出張所
離婚などで配偶者の扶養(3号)でなくなった	年金手帳など本人確認ができるもの、認め印、社会保険資格喪失連絡票など	
松山市に転入してきた	年金手帳など本人確認ができるもの、認め印	●松山東年金事務所(朝生田町一丁目)
年金手帳をなくした	本人確認ができるもの、認め印	
亡くなった	亡くなった人が加入していた年金制度によって異なります。事前にお問い合わせください。	

### 納付方法

- ① 納付書(金融機関やコンビニで納付)
- ② 口座振替
- ③ クレジットカード
- ④ インターネットバンキング(インターネットバンキングの契約が必要)

まとめて納めると割引されます

平成27年度 割引額(年間)			
納付方法	上記①③④	上記②	申込期限
当月末振替	該当なし	600円	随時
6カ月前納	1,520円	2,120円	毎年2月末・8月末
1年前納	3,320円	3,920円	毎年2月末
2年前納	該当なし	15,360円(2年間での割引額)	

※②③は事前申し込みが必要



まとめて  
払うと  
とっても  
お得なのね

## 年金をきちんともらうためには手続きを

年金を受け取るためには、必ず加入・喪失などの手続きを忘れずしてください。納付は、口座振替の他にも、コンビニエンスストアやクレジットカードなどさまざまな方法を選択できますので、必ず期限内に納めましょう。なお納めるのが難しい人や納め忘れがある人のために、申請免除や支払い猶予、後納(全て申し込みが必要)などの制度があります。

こんなときには手続きを



納付方法はさまざまな方法が



## 20歳になったら



加入しましょう

## 20歳以上60歳未満は全員が加入

国民年金には日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、種類によって保険料を納める方法が異なります。

### 年金の種類

#### 第1号被保険者

自営業・農業・学生など20歳以上60歳未満の人  
→保険料は自分で納付



#### 第2号被保険者

厚生年金や共済組合などに加入している人  
→保険料は給料から天引き



#### 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人  
→保険料は配偶者が加入している年金制度が負担



#### 任意加入被保険者

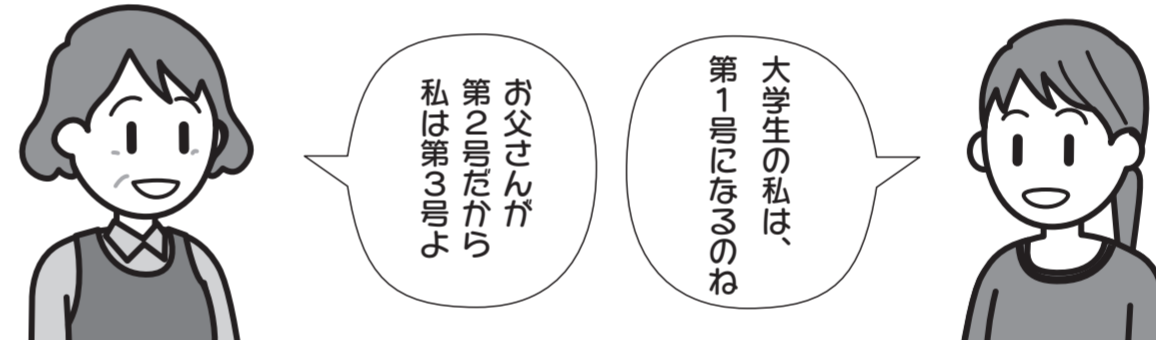
日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の人や海外に住む20歳以上65歳未満の日本人ら  
→保険料は自分で納付



## 特集

# 国民年金

国民年金は、高齢などで所得が減ったときでも安定した生活を支え合って保障するための制度で、加入者が納める保険料と国の負担で成り立っています。また一定期間(25年(300カ月))加入し、保険料をきちんと納めていないと年金額が少なくなったり、年金を受けられなくなったりします。いざというときに年金を受けられないという事態を避けるためにも、国民年金制度を正しく理解しましょう。



大学生の私は、  
第1号になるのね

お父さんが  
第2号だから  
私は第3号よ

## 年金を受け取るのは、こんなとき

高齢になって仕事を辞めるなどして収入が減ったときはもちろん、病気やけがなどで障がいが残ったときや家計を支えていた家族がなくなったときなどに支給されます。

### 高齢になって収入が減った…



■老齢基礎年金  
満額78万1000円(年額)  
(月額6万5008円)

### 事故などで障がいが残った…



■障害基礎年金☆  
1級:97万5100円(年額)  
2級:78万1000円(年額)

■特別障害給付金☆  
1級:5万1050円(月額)  
2級:4万840円(月額)

### 家計を支える人が亡くなった…



■遺族基礎年金☆  
子のある配偶者:100万  
4600円(年額)  
子のみ:78万1000円(年額)  
(一定条件あり)

### 寡婦年金☆

夫が受けるはずだった老齢基礎年金額の4分の3  
保険料を納めた期間と免除期間を合わせて25年以上ある夫が年金を受けずに死亡したときに、生計を維持されていた妻が60歳から65歳になるまでの間、受けられます。(一定条件あり)

### 死亡一時金☆

12万~32万円  
保険料を36カ月以上納めた人が年金を受けずに亡くなったとき、納めた月数に応じた一時金を遺族がもらえます。

### 納めるのが難しい人は… 申請免除、若年者納付猶予、 学生納付特例の手続きを



### 過去10年以内に納め忘れがある人は… 後納(平成27年9月30日まで)



### 年金額を増やしたい、 受給資格期間が足りない人は… 高齢任意加入



■申請免除  
本人、配偶者、世帯主の前年所得によって審査され、承認されると保険料の納付が全額または一部免除されます。受給資格期間に数えられ、一定の割合で老齢基礎年金として計算されるため、未納よりも年金額が増えます。

過去10年以内に未納や未加入期間がある人は、さかのぼって納めること(後納)ができ、老齢基礎年金を増やせます。受給資格期間が足りない人は、後納して受給資格期間を満たすと老齢基礎年金がもらえるようになります。

60歳から65歳になるまでであれば、任意で国民年金に加入して保険料を納め、年金額を増やすことができます。受給資格期間が足りない人は、長70歳まで加入でき、期間を満たすと老齢基礎年金がもらえるようになります。

■若年者納付猶予(30歳未満の人のみ)・学生納付特例(学生のみ)  
本人、配偶者(学生納付特例は学生のみ)の前年所得によって審査され、承認されると保険料の納付が猶予されます。受給資格期間に数えられますが、老齢基礎年金の金額には反映されません。

過去10年以内に未納や未加入期間がある人は、さかのぼって納めること(後納)ができ、老齢基礎年金を増やせます。受給資格期間が足りない人は、後納して受給資格期間を満たすと老齢基礎年金がもらえるようになります。

60歳以上で厚生年金などに加入している人、すでに老齢基礎年金をもらっている人は対象外

■失業特例  
離職票などを添付すると、退職した人の前年所得が審査から除外されます。ただし他の審査対象者に一定以上の所得があると免除が却下されます。

追納しよう  
免除や納付猶予、学生納付特例の期間の保険料は10年以内であれば、後から納めること(追納)ができます。免除などが承認されている期間中の保険料をそのままにしておくと老齢基礎年金が減額されますが、追納することで年金額を増やすことができます。

きちんと年金額を受け取れるよう、忘れずに手続きをしましょう

お問い合わせは、国保・年金課 ☎948 63356・FAX 934 2631、松山東年金事務所 ☎946 28335・FAX 933 1319